

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令 読替表

○ 環境影響評価法施行令（平成九年十二月三日政令第三百四十六号）（抄）

（第二十一条関係）

■ あ…読替規定により読み替える部分
 …今回の改正により変更される部分

<p>読替後</p>	<p>（方法書についての都道府県知事の意見の提出期間） 第八条（略） 2 都道府県知事は、前項ただし書の規定により期間を定めたときは、港湾管理者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知しなければならない。</p>
<p>読替前</p>	<p>（方法書についての都道府県知事の意見の提出期間） 第八条（略） 2 都道府県知事は、前項ただし書の規定により期間を定めたときは、事業者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知しなければならない。</p>